

■ 返戻金制度について

※本人の責に帰すべき事由により退職した場合受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

※人材紹介基本契約書又は覚書により、別の定めをする場合があります。

- ・入社後 1 ヶ月以内に紹介者が退職した場合 紹介手数料の「80%」を返金
- ・入社後 3 ヶ月以内に紹介者が退職した場合 紹介手数料の「50%」を返金